

平成 27 年度第 1 回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 会議要旨

開催日時	平成 27 年 5 月 28 日（木） 15：00～16：15		
開催場所	溝辺総合支所 第 1 ・ 2 会議室		
出席委員	塩川委員長、今島光副委員長、今吉委員、今島六男委員、末永委員、米丸純一委員、山下委員、木佐木委員、徳永委員、徳丸委員、米丸万里子委員		
事務局	堀切企画政策課長、藤崎課長補佐、柳田企画政策グループサブリーダー、川崎溝辺総合支所地域振興課長、長丸地域振興グループ長、有村地域振興グループ主査		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	なし

議事

(1) 委員委嘱

(2) 委員長・副委員長選出

(3) 協議事項

- ・委員会及び空港周辺地域環境整備基金創設概要について
- ・環境整備事業計画（溝辺地区・隼人地区）
- ・平成 5 年度～平成 26 年度環境整備事業実績（溝辺地区・隼人地区・全体集計）
- ・平成 26 年度基金運用実績及び事業実績（溝辺地区・隼人地区・全体集計）
- ・平成 27 年度事業計画について（溝辺地区・隼人地区・全体集計）

審議結果等の概要

長：委員長 **委**：委員 **事**：事務局

(1) 委員委嘱

事 平成 27 年 5 月 1 日付けで委員に委嘱した。任期は平成 29 年 4 月 30 日までの 2 年間となっている。

合併後 10 年を迎えるにあたり、鹿児島空港周辺地域環境整備事業の概要について改めてご理解いただくために開催する運びとなった。

(2) 委員長・副委員長選出

事 委員長が選出されるまでは、企画部長である塩川委員を仮の委員長として会議を進める。

長 委員長・副委員長を選出する。規則では委員の互選により選出することになっている。委員から意見はないか。

委 企画部長である塩川委員が委員長に相応しいのではないか。

長 私を委員長にとの意見であるが、それでよろしいか。

委 異議なし。

長 副委員長について委員から意見はないか。

長 意見が出ないので、事務局から提案はないか。

事 今島光委員は鹿児島空港周辺地域環境整備事業の創設に携わっており、また、事業に関する深い見識をお持ちである。今島光委員を副委員長に提案する。

長 事務局からの提案について委員から意見はないか。

委 異議なし。

長 それでは私を委員長に、今島光委員を副委員長に選出することが決定した。

(3) 協議事項

委員会は旧溝辺町にのみ設置されていたが、合併したため隼人地区からも新たに委員を委嘱している。また、識見者として2名を委員に委嘱した。

平成4年の鹿児島空港の運用時間延長の際は、当時の溝辺町で1,000名を超える反対署名が集まった。

運用時間延長に伴う航空機騒音防止対策等の環境整備事業を実施するために、旧溝辺町と旧隼人町に基金が設置された。旧溝辺町が7億円、旧隼人町が1億円の規模であった。

環境整備事業は、溝辺地区、隼人地区それぞれの事業計画書に基づき実施されている。

6ページの地図で、基金の対象区域は青線の区域であり、国が騒音対策を行う第1種区域は赤線の区域である。

平成26年度末の基金残高は溝辺地区が約2億9,600万円、隼人地区が約2,900万円である。合わせると基金残高は約3億2,500万円である。

平成26年度の事業実績は、溝辺地区で空調機の更新が23台、テレビ受信料助成が372件であった。隼人地区では実績がなかった。

平成27年度の事業計画は、溝辺地区では空調機の更新が63台、テレビ受信料助成が397件、隼人地区では空調機の更新が7台を予定している。

長 協議事項の1~5番目の説明があったが、委員から質問等はないか。

委 溝辺地区の集会施設防音対策は何年度に事業完了したのか。

事 平成5年から6年にかけて事業完了している。

委 新たに基金区域内に転入した住民は助成の対象にはならないのか。

事 取扱は国庫補助事業と同じである。基準日現在に建っていた住宅が対象になる。従って、その住宅に住む場合には転入してきても対象になる。住民から相談があり、不明な点があれば問い合わせをお願いする。

委 テレビ受信料助成はどうなるのか。

事 平成21年3月31日以前にNHKと放送受信契約を締結した者が対象になる。

委 基金の今後の運用見込はどうなるのか。

事 基金設置当時に比べて空調機の設置費用がだいぶ安くなっている。それを勘案すると、今後30年から40年程度は事業継続可能である。

委 合併後10年あまり委員会が開催されなかつたのは何故か。

事 事業計画を変更する必要がなかつたので開催しなかつた。今後は定期的に開催する予定であり、それを踏まえて今回の委員会を開催した。

委 平成25年の第1種区域の縮小に伴い、国庫補助事業の対象外となった住宅の取扱はどのようにになっているのか。

事 国庫補助事業の対象から外れた住宅は、基金の対象とする措置を取っている。

委 どのような理由で第1区域が縮小されたのか。

事 国が騒音測定を実施し、その結果、基準を満たしていない区域は第1種区域から外れた。

委 意見交換や情報交換のためにも定期的な開催を要望する。

事 年2回程度、定期的な開催を予定している。

長 他にないか。ないようなので、以上で協議事項を終了する。

会議資料	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none">○会次第○別紙資料<ul style="list-style-type: none">・委員名簿・鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則・鹿児島空港周辺地域環境基金条例・鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画書（溝辺地区）・鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画書（隼人地区）・鹿児島空港周辺地域環境整備基金事業対象区域図・平成 5 年度～平成 26 年度 空港周辺環境整備事業実績（溝辺地区）・平成 5 年度～平成 26 年度 空港周辺環境整備事業実績（隼人地区）・平成 5 年度～平成 26 年度 空港周辺環境整備事業実績（全体集計）・平成 26 年度基金運用状況・実績 平成 27 年度事業計画（溝辺地区）・平成 26 年度基金運用状況・実績 平成 27 年度事業計画（隼人地区）・平成 26 年度基金運用状況・実績 平成 27 年度事業計画（全体集計）
------	---